

# 水道局「HTTゼロエミッションアドバンス工事」試行要領 新旧対比表（令和7年7月）

改定	現行
<p><b>第1から第3まで</b>（現行のとおり）</p> <p><b>第4 実施方法</b></p> <p><b>4-1 対象工事</b></p> <p>本試行要領は、水道局が発注する工事のうち、受注者が希望する工事を対象とする。</p> <p>ただし、緊急施行工事、単価契約工事及び起工金額が<u>400</u>万円以下の工事は除く。</p> <p><b>4-2から4-6まで</b>（現行のとおり）</p> <p><b>4-7 工事成績評定</b></p> <p>監督員は、実施状況が確認できた場合には、以下のように評価する。</p> <p>(1) 低炭素化に関する取組の場合（4-3(2)ア、イ及びウ）</p> <p>工事成績評定の「社会的貢献 7 環境負荷の少ない材料、施工方法の自発的な採用等、地球環境に優しい取組を行った」の項目で評価（1点）する。</p> <p>(2) HTTに関する取組の場合（4-3(2)エ）</p> <p>工事成績評定の「創意工夫と熱意 <u>3 環境配慮に関する取組の実施</u>」の項目で評価（1点）する。</p> <p>ただし、実施状況が確認できない場合は、評価は行わない。</p> <p>また、低炭素化とHTTに関する取組に対して、それぞれ複数の取組を実施しても、各評価項目の加点は、最大1点とする。</p> <p><b>4-8</b>（現行のとおり）</p>	<p><b>第1から第3まで</b>（略）</p> <p><b>第4 実施方法</b></p> <p><b>4-1 対象工事</b></p> <p>本試行要領は、水道局が発注する工事のうち、受注者が希望する工事を対象とする。</p> <p>ただし、緊急施行工事、単価契約工事及び起工金額が<u>250</u>万円以下の工事は除く。</p> <p><b>4-2から4-6まで</b>（略）</p> <p><b>4-7 工事成績評定</b></p> <p>監督員は、実施状況が確認できた場合には、以下のように評価する。</p> <p>(1) 低炭素化に関する取組の場合（4-3(2)ア、イ及びウ）</p> <p>工事成績評定の「社会的貢献 7 環境負荷の少ない材料、施工方法の自発的な採用等、地球環境に優しい取組を行った」の項目で評価（1点）する。</p> <p>(2) HTTに関する取組の場合（4-3(2)エ）</p> <p>工事成績評定の「創意工夫と熱意 <u>4 ゴミの減量化、アイドリングストップの履行等の地球環境への配慮</u>」の項目で評価（1点）する。</p> <p>ただし、実施状況が確認できない場合は、評価は行わない。</p> <p>また、低炭素化とHTTに関する取組に対して、それぞれ複数の取組を実施しても、各評価項目の加点は、最大1点とする。</p> <p><b>4-8</b>（略）</p>

# 水道局「H T Tゼロエミッションアドバンス工事」試行要領 新旧対比表（令和7年7月）

改定	現行
<p>附則（令和6年3月28日付5水建技管第775号） この要領は、令和6年4月1日以降起工する案件から適用する。</p> <p><u>附則（令和7年6月25日付7水建技管第241号）</u> <u>この要領は、令和7年7月1日以降に契約を締結する案件から適用する。</u></p>	<p>附則（令和6年3月28日付5水建技管第775号） この要領は、令和6年4月1日以降起工する案件から適用する。</p>